

薬 第 3072 号

平成 25 年 10 月 4 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第9条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成 25 年 10 月 4 日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

1. 知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物として指定しました。

- 一 1-フェニル-2-（ピペリジン-1-イル）ブタン-1-オン及びその塩類
- 二 1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 三 1-（4-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ヘキサン-1-オン及びその塩類

四 N－[3－(2－メトキシエチル)－4, 5－ジメチル－2 (3H)－チアゾールイリデン]－2, 2, 3, 3－テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

2. 施行期日

平成 25 年 10 月 4 日

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701